

3 . 空港

. 管理（設置・運営等を含む）に関する事務の民間開放

1 . 制度の現状

(1) 施設を管理することのできる者に関する規定

施設の構造・管理能力等に関する審査を経て国土交通大臣の許可（航空法第38条）を受けた者であればよく、設置・管理者について特段の制限はない。

(2) 民間による管理事務の実施の現状

現在全国221施設のうち、51カ所の民間施設がある。

2 . 民間開放の取り組み状況

現在においても、施設の管理能力等に関する基準等を満たすものであれば、設置・運営を認めているところ。

. 施設の占有・使用の民間開放

1 . 制度の現状

(1) 施設の占有・使用に関する規定

国又は地方自治体が管理する空港内における旅客ターミナル事業、駐車場事業等の営業行為については、当該空港を管理する国又は地方公共団体による土地、建物の使用の許可及び営業の承認を受けた者について認められている。（国有財産法第18条第3項、地方自治法第238条の4第1項及び空港管理規則第12条第1項）

(2) 占有・使用を許可される者

空港の適正な運営を妨げない等の基準を満たす者であれば、許可の対象には特段の制限はない。

2 . 民間開放に向けての取り組み状況

空港においては、現在においても、限られた敷地の中で、空港の適正な運営を妨げない限度において、民間に土地・施設の占有・使用を認めている。

< 関係条文 >

航空法（昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号）（抄）

（飛行場又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び飛行場にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

3・4 （略）

（申請の審査）

第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第一項の保安上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該飛行場又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足る能力を有すること。

五 飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること。

2 （略）

国有財産法（昭和三十二年六月三十日法律第七十三号）（抄）

（処分等の制限）

第十八条 （略）

2 （略）

3 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

4・5 （略）

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 （略）

2・3 （略）

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

5・6 （略）

空港管理規則（昭和二十七年七月三日運輸省令第四十四号）（抄）

（構内営業）

第十二条 空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を借用して営業を行おうとする者（当該営業を行うことにつき航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項、第二百二十三条第一項若しくは第二百二十九条第一項の許可を受けた者若しくは同法第二百三十三条第一項の規定による届出をした者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物利用運送事業（航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）について同法第三条第一項若しくは第三十五条第一項の登録若しくは同法第二十条若しくは第四十五条第一項の許可を受けた者（以下「航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等を受けた者」という。）を除く。）は、次の事項を記載した申請書二通を、空港事務所長を経由して地方航空局長に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 営業の種目及び目的

三 利用する施設

四 現に行っている営業がある場合には、その営業の概要

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

一 定款又は寄付行為（法人でない者にあつては、戸籍抄本）

二 商業登記簿の謄本並びに最近の貸借対照表及び損益計算書（法人でない者にあつては、資産又は納税に関する証明書）

三 当該営業について、主務官公庁の許可又は認可を必要とする場合には、当該営業の許可又は認可を証する書類

3 （略）

（参考）

空港整備法（昭和三十一年四月二十日法律第八十号）（抄）

（空港の定義及び種類）

第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。

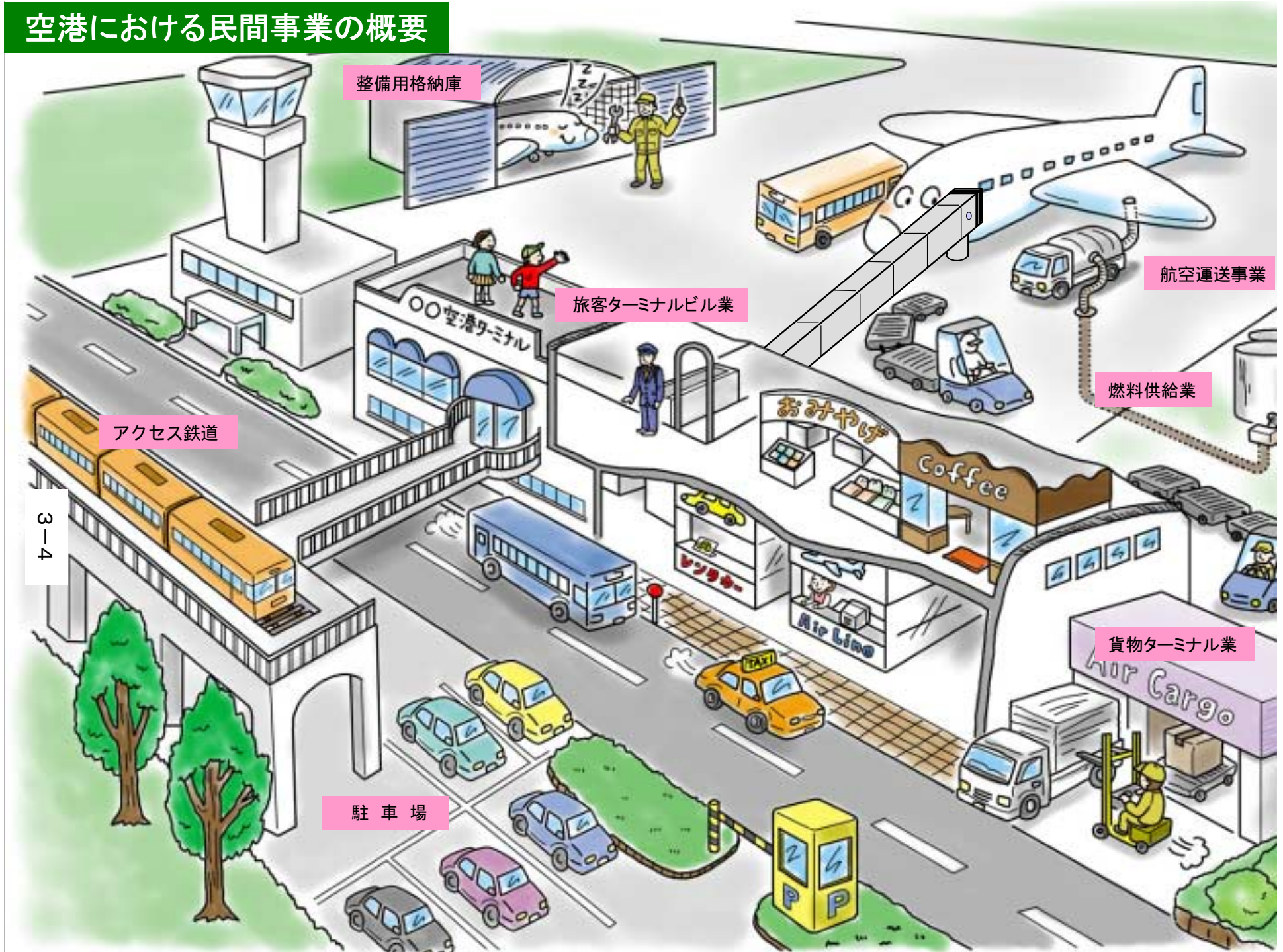
一 第一種空港 成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの

二 第二種空港 主要な国内航空路線に必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

三 第三種空港 地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場であつて、政令で定めるもの

2 （略）

空港における民間事業の概要



整備用格納庫

旅客ターミナルビル業

航空運送事業

燃料供給業

アクセス鉄道

貨物ターミナル業

駐車場